

収 支 報 告 書

令和 5年5月19日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名

西川 知己



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和 5年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	285,000	@285000円 × 1ヶ月 = 285,000 円
2 その他	26,390	自己資金
収 入 合 計	311,390	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	7,365	7,365	調査研究等に資する移動等
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費			
人 件 費	241,280	214,890	アルバイト等職員の雇用
事 務 ・ 事 務 所 費	62,745	62,745	事務所の賃貸、維持管理費
支 出 合 計	311,390	285,000	

様式第 1 4 号 (第 7 条関係)

令和 5 年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 西川 知己

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【人件費】	4/1-4/30	アルバイト等職員の雇用。
【事務・事務所費】 事務所の賃貸、維持 費管理	4/1-4/30	事務所の賃貸、維持管理費
調査研究費 ガソリン代	4/1-4/30	調査研究等に資する移動等

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/4/5	1		120,000	-120,000	人件費	⑧	
2023/4/5	2		75,920	-195,920	人件費	⑧	
2023/4/5	3		45,360	-241,280	人件費	⑧	
2023/4/10	4	285,000		43,720	4月政務活動費受け入れ		
2023/4/10	5		5,066	38,654	Wi-Fi・固定電話使用料	⑨	
2023/4/10	6		12,964	25,690	事務所電気代	⑨	
2023/4/10	7		7,365	18,325	ガソリン代	①	
2023/4/27	8		44,715	-26,390	事務所家賃	⑨	
月 計		285,000	311,390				
累 計		285,000	311,390	-26,390			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西川 知己

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2022 年 12 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	120 時間 / 月 （1 日 8 時間 × 3 日・4 日 / 週）		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	150,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	80%	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）</u> 19.2 時間 （週勤務時間数） 24 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■年■■月■■日生
現 住 所	■■■■■■■■ 大阪府堺市■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約する		
雇用期間	2022年 12月 1日から 2023年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区長曾根町 408-1 関西ビル 1 階	
仕事内容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政務活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 0 0 分から 午後 6 時 0 0 分 上記の時間内で、月間の就業が 150 時間を超えない程度 (就業時間中に 15 分、就業時間が 6 時間を超える場合は 60 分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、夏季休暇時	
給与・待遇	月額 150,000 円	
給与支払	毎月月末締め、翌 5 日払い (支払日が休日の場合は、翌営業日に支給)	
給与振込先	雇用者の指定する方法にて	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
2022 年 12 月 1 日		
雇用者	西川 知己	■■■■■■■■■■
被雇用者	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

出席簿（2023年3月）

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備 考
					基 本	時間外	
1日	水						
2日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
3日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
4日	土						
5日	日						
6日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
7日	火						
8日	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
9日	木						
10日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
11日	土						
12日	日						
13日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
14日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
15日	水						
16日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
17日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
18日	土						
19日	日						
20日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
21日	火						
22日	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
23日	木						
24日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
25日	土						
26日	日						
27日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
28日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
29日	水						
30日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
31日	金						
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	

確認印



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西川 知己

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2023年 2月 1日 ～ 2023年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	96時間 / 月 (1日 8時間 × 2日・3日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,300円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>80%</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 19.2 時間</u> (週勤務時間数) 24 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■ 年 ■■■ 月 ■■■ 日生
現 住 所	■■■■■■■■■■ 堺市 ■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約する		
雇用期間	2023年 2月 1日から 2023年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区長曾根町 408・1 関西ビル 1 階	
仕事内容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政務活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から午後 18 時 00 分の中で週 1 時間からとする (就業時間中に 15 分、就業時間が 6 時間を超える場合は 45 分)	
休 日	シフト制	
給与・待遇	時給 1300 円	
給与支払	毎月月末締め、翌 5 日払い (支払日が休日の場合は、翌営業日に支給)	
給与振込先	雇用者の指定する方法にて	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
2023 年 2 月 1 日		
雇用者	西川 知己	■■■■■■■■■■
被雇用者	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

出席簿 (2023年 3月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備 考
					基 本	時間外	
1日	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
2日	木						
3日	金						
4日	土						
5日	日						
6日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
7日	火						
8日	水						
9日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
10日	金						
11日	土						
12日	日						
13日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
14日	火						
15日	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
16日	木						
17日	金						
18日	土						
19日	日						
20日	月						
21日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
22日	水						
23日	木	9:00	10:00		1:00		
24日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
25日	土						
26日	日						
27日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
28日	火						
29日	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
30日	木						
31日	金						
合計時間					73	時間	
出席日数					10	日	

確認印



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西川 知己

ふりがな	■■■■■■■■■■		
被雇用者の 氏 名	■■■■■■■■■■		
生年月日	■■■■年	■■月	■■日
住 所	〒■■■■■■■■ 大阪府堺市■■■■■■■■■■		
雇用期間 (雇用開始日)	2022 年 10 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	50 時間 / 月 （1 日 5 時間× 2 日 / 週）		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,050 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	80%	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）</u> 8 時間 <u>（週勤務時間数）</u> 10 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■	■■■■年■■月■■日生
現 住 所	■■■■■ 大阪府堺市■■■■■	TEL ■■■■■
下記の条件で契約する		
雇用期間	2022年 10月 1日から 2023年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区長曾根町 408-1 関西ビル 1 階北側	
仕事内容	訪問もしくは電話での市民相談の受付及び対応 政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政務活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から午後18時00分の中で週1時間からとする	
休 日	シフト制	
給与・待遇	時給 1,050 円	
給与支払	毎月月末締め、翌5日払い (支払日が休日の場合は、翌営業日に支給)	
給与振込先	雇用者の指定する方法にて	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する 2022年 10月 1日 雇用者 被雇用者 西川 知己 ■■■■■  ■■■■■		

出席簿（2023年3月）

氏名：

[REDACTED]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備 考
					基 本	時間外	
1日	水						
2日	木	9:00	13:00		4:00		
3日	金						
4日	土						
5日	日						
6日	月	9:00	13:00		4:00		
7日	火	9:00	14:00		5:00		
8日	水						
9日	木						
10日	金	9:00	13:00		4:00		
11日	土						
12日	日						
13日	月	9:00	13:00		4:00		
14日	火	9:00	13:00		4:00		
15日	水						
16日	木						
17日	金	9:00	13:00		4:00		
18日	土						
19日	日						
20日	月	9:00	13:00		4:00		
21日	火						
22日	水	9:00	13:00		4:00		
23日	木						
24日	金	9:00	13:00		4:00		
25日	土						
26日	日						
27日	月	9:00	13:00		4:00		
28日	火	9:00	13:00		4:00		
29日	水						
30日	木	9:00	14:00		5:00		
31日	金						
合計時間					54 時間		
出席日数					13 日		

確認印



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 西川 知己

管理責任者 (議員名)	西川知己		
事務所名	西川知己事務所		
所在地	〒591-8025 堺市北区長曽根町 408-1 関西ビル 1F 北側 TEL 072 (276) 4756		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社明光)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☒ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	33 m ²	賃借料	月額 89,100 円 (政務活動費充当額 44,550 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	50%	(次のいずれかの説明方法を選択) 詳細説明は備考欄にて ☒ 使用面積による 使用面積 19 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 50% ☒ 水道代・・・ 50% ☒ 固定電話代・・・ 50% ☒ その他 (事務用品等)・・・ 50%	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	事務所および水道光熱費、その他については、会社と事務所との面積按分で 60%分の面積を政務活動及び政党活動に使用し、事務所面積のうち 90%を政務活動として利用するため、全体の中の 50%を政務活動費として計上。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

店舗事務所用

令和 2年10月23日

物件名

関西ビル 1階北 号室

契約者名

西川 知巳 様

株式会社明光

所在地	(住居表示) 大阪府堺市北区長曾根町408番地の1					
物件	関西ビル 1階北号室					
構造	鉄骨造 地上3 階建					
契約期間	令和 2年10月23日から 令和 4年10月22日まで (2年間【自動更新】とする)					
賃料等	賃貸料	月額 78,000円	消費税	月額 8,100円	保証金	■■■■円
	定額水道料	月額 3,000円			解約引き (保証金)	■■■■円
	合計月額	月額 89,100円				
賃料等の支払時期		乙は毎月末日までに翌月分を下記の支払い方法にて支払うこととする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
賃料等の 支払方法	☒ 口座引落		☐ 振込	振込先		

使用目的	事務所・店舗として		業種	議員事務所
緊急連絡先	住所	堺市 ■■■■	借主との関係	■■■■
	氏名	■■■■	TEL	■■■■

特約事項	家賃は令和2年11月23日から発生するものとする。 貸主は株式会社いえらぶパートナーズが定める保証約款に従うことに同意する。又、借主は株式会社いえらぶパートナーズが指定する入金方法（口座引落し）に従うものとする。
------	--

第1条（契約の締結）

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、標記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第2条（契約期間）

契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもってさらに標記契約期間と同期間、契約が自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条（使用目的）

甲は、本物件を標記の目的をもって乙に賃貸し、その使用をなさしめることを約し、従って乙は理由の如何問わず住居として使用してはならない。

第4条（礼金）

乙は礼金として、標記金額を、現金をもって契約と同時に甲に支払うものとし、理由の如何を問わず返金されない。

第5条（敷金（保証金））

敷金（保証金）が設定されている場合、以下の通りとする。

（1）乙は、敷金（保証金）として標記の金額を契約締結と同時に甲に預託する。なお、敷金（保証金）には利息を付さない。

（2）甲は、敷金（保証金）をもって乙の債務の弁済に充当することができ、これにより敷金（保証金）に不足が生じた場合、乙は直ちに不足額を預託しなければならない。

（3）乙は、敷金（保証金）をもって、賃料等その他この契約に基づく乙の債務の弁済に充当することを主張することはできない。

（4）敷金（保証金）は、賃貸借が終了し、乙が本物件を明け渡した場合に標記の敷引（解約引）および未納の賃料等、延滞損害金、損害賠償金、自然消耗以外の補修等乙の負担すべき一切の債務を控除した残額を返還する。尚、敷引（解約引）以外の金額を敷金（保証金）より控除する場合、甲は、その内訳を乙に示さなければならない。

（5）敷金（保証金）の額が前号の支払額に対して不足する場合は、乙は直ちに不足額を納付しなければならない。

（6）乙による本契約解除の規定により賃貸借が終了したとき、及び甲の責に帰すべき事由により賃貸借が終了したときは、甲は敷引（解約引）を行わない。又、乙は、敷金（保証金）の返還請求権について、第三者に譲渡し、あるいは、担保差し入れ等を行ってはならない。

（7）敷金（保証金）返還の時期は、賃貸借が終了し、乙が本物件を明け渡した日の属する翌月末日までとする。敷金（保証金）が設定されていない場合、乙の負担すべき債務があるときは、乙は、甲からの請求に速やかに対応して支払わなければならない。

第6条（賃料・共益費）

乙は、標記の記載に従い、賃料・共益費を支払わなければならない。

2 契約時は1ヶ月に満たない期間の賃料は、日割計算した額とする。

将来一般経済状態の変動、一般の賃料の増額、又は土地建物に対する租税その他、負担の増額があったときは甲は標記賃料及び共益費を増額することが出来る。

4 水道及び電気の請求が検針の場合、甲が検針し乙に請求する。乙は毎月末日に翌月分の賃料、共益費、当月分の水道料金、電気料金を甲に振込支払わなければならない。

第7条（禁止事項）

乙は下記の行為をしてはならない。

（1）賃借物の用途の変更。（2）賃借権の譲渡、又はこれを担保に差入ること。

（3）賃借物件の転貸、第三者との共同使用、その他名目の如何を問わず、事実上他人に使用させること。

（4）乙が法人である場合の商号変更及び代表者の変更をすること。

（5）改築改装をなすこと。但し、甲の文書による承諾を得た場合はこの限りではない。

（6）危険物を建物内に持ち込むこと。

（7）共用部分に障害となる一切の物を放置すること。

第8条（入居中の費用負担）

本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、本物件のうち専有部分において下記項目の入居中の手入れ・修繕等については自己の負担にて行うものとする。

（1）乙の負担にて設置した壁、天井、床、造作、設備等。

（2）水道栓等給水設備の軽微な調整・修理・消耗部品（ゴムパッキン等）の交換。

（3）電球・蛍光灯・ヒューズの取替え。（4）電話回線工事。

（5）甲が設置したエアコン・クーラー等のフィルターの清掃、軽微な修理、軽微な部品交換。

（6）乙の故意または過失により必要になった修繕（7）その他軽微な修繕、軽微な消耗部品の交換。

乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見した時には、速やかに甲に通知しなければならない。

2 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の方法についてあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

第9条（期間内解約）

賃貸借期間の定めにかかわらず、乙は甲に対して予め退去月（建物の明渡し月）の2ヶ月前の月末日までに解約通知書を提出することにより賃貸借を解約することができる。この場合、解約通知書に記載された明け渡し予定日をもって賃貸借は終了する。ただし、上記解約予告に代えて賃料・共益費その他月額費用等の解約申し出日の翌月以降2ヶ月分相当額を支払い即時解約できるものとする。

2 解約通知は、必ず書面にて行うものとし、電話や口頭による通知は効力を発しないものとする。

3 賃貸借終了日の属する月の賃貸料等については日割り精算されず、1ヶ月分乙の負担とする。

4 甲が、期間満了日以後の日を終了日として賃貸借の解約を申し入れる場合は、借地借家法の規定に従い解約を申し入れるものとし、この場合6ヶ月の予告期間において書面により通知する。

第10条（通知義務）

乙もしくは入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を書面をもって届けなければならない。

（1）入居者が、入居後電話を設置したとき。

（2）乙または連帯保証人の住所・氏名（法人の場合は商号、代表者の氏名）または職業・勤務先（法人の場合は業種）に変更が生じたとき。

（3）本物件が破損し、または破損のおそれがあるとき。ただし、緊急を要する場合は口頭にて甲に連絡して事足る。

（4）入居者全員が、引続き1ヶ月以上本物件を空室にするとき。

第11条（看板・内装・造作・諸設備工事）

乙は、本物件に看板を設置し、またはその他の掲示をする場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

2 乙は、本物件内で、内装・造作工事あるいは電気配線・社内ネットワーク構築等の諸設備工事を行う場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

3 前項および前々項の工事については、乙は、予め設計図面・仕様書を添付のうえ工事施工願を甲に提出し、承認を受けるものとする。

4 前項の工事施工業者を甲・乙協議の上選定し、甲・乙・施工業者の三者でもって工事内容の詳細について協議し、甲が最終的に決定事項を承認するものとする。

5 乙による工事の費用負担はすべて乙にあるものとし、以後の工事施工による有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

6 工事施工により、新たに不動産取得税等の公租公課が発生した場合は、乙の負担とする。

7 工事を無断着工した場合、または第4項の甲が承認した協議決定事項と異なる施工をした場合は、甲はこれを中止もしくは撤去を要求することができ、乙はこれに従うものとする。

8 乙が甲の承認を得て行った上記の原状変更工事の内容および造作物・諸設備については、契約終了時に乙は甲に買取請求をすることはできず、乙は、契約終了前にすべて撤去のうえ原状回復を施さなければならない。ただし、甲が原状回復を希望しない場合は、乙は回復工事義務を免責される。この場合、特段の定めがない限り、乙は甲に前記買取請求等の対価を求めないものとする。

第12条（契約の解除）

乙または入居者もしくはそれらの関係者が、次の各号の一に該当する行為を行ったときは、乙に対し何らの催告を要せず、甲は、本契約を解除することができる。

（1）入居者申込書に虚偽事項を記載するなど不正な行為によって契約・入居したとき。

（2）賃料等の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。または、支払いをしばしば遅延し、賃貸借関係を損なうと甲が判断したとき。（3）近隣及び他の賃借人に対し危険及び迷惑となるような共同の秩序を乱す行為があったとき。

（例；猛獣、サソリ、蛇・トカゲ類の爬虫類等の搬入・飼育、または、大音量でのテレビ、ステレオ、カラオケ等を使用することなど。）

（4）故意・重大な過失等により本物件および付帯設備を汚損・破損または滅失したとき。

（5）反社会的と認められる団体（暴力団、暴走族、過激な政治団体・宗教団体等）の構成員・準構成員であることが判明したとき。もしくはその事務所として使用していることが判明したとき。

（6）本物件内で法律上禁止された行為をしたとき。（7）支払いを停止し、または、理由なく営業を中止したとき。（8）営業取り消しの処分を受けたとき。

（9）営業を廃止し、または、理由なく営業を中止したとき。

（10）賃貸借を継続し難い重大な背信行為を行ったとき。

（11）本契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定により、甲が本契約を解除したために甲が損害を被った場合は、乙に対して損害賠償を請求できるが、乙に損害が生じて甲はその責を負わない。

3 乙が賃借物件より通知なく退出して1ヶ月以上行方不明となったとき、本賃貸借契約は、甲より何らの催告その他の手続きを要せず、退出より1ヶ月を経過したときをもって終了するものとする。尚、この場合、賃貸借物件内に残存する乙の所有物は、乙においてその所有物は、乙においてその所有権を放棄したものとし、甲において所有物を任意処分しても乙は一切異議を述べないこと。撤去費用は乙の負担とする。

第13条（反社会勢力に関する事項）

甲及び乙は、次の各号を確約する。

- ①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会勢力」という）ではないこと。
- ②反社会勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- ③自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

甲に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。偽計または威力を用いて甲の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

2 乙は本物件の使用に当り、次の号に掲げる行為を行ってはならない。また乙が次に掲げる行為を行った場合は、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- ①本物件を反社会的勢力の事務所その他活動の拠点に供すること。
- ②本物件または本物件周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、甲、他賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- ③本物件を反社会勢力に占有させ、または本物件に反復継続して反社会勢力を出入りさせること。

3 乙について、次の各号に該当した場合には、甲は何ら催告もせずして、本契約を解除することができる。①本条第1項の確約に反する事実が判明したとき。②契約締結後に自らまたは役員が反社会勢力に該当したとき。

第14条（原状回復、明渡し及び明渡し遅延の場合の違約損害金の予定）

乙は、明渡しの際、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 乙及び入居者すべての者の退去。
- (2) 乙が搬入したすべての家財物品等の搬出。
- (3) 建物内外の清掃及びゴミ汚物等の搬出処理。
- (4) 退去に伴う電気・ガス・水道等の公共料金精算手続。この場合、精算書類の提示が必要。
- (5) 鍵（入居時に受け取ったもの及び新たに複製したもの）の返還。
- (6) 本契約書の返還。ただし、契約書紛失の場合は賃貸借終了を証する書面を提出。

2 乙は、前項の処理と同時に、通常の使用による本物件の損耗を除き、乙の故意または過失により必要となった修繕義務は乙にあり、本物件を原状に回復して甲に返さなければならない。もし、乙が原状回復をしない場合は、甲は、乙の費用負担にて原状回復することができる。

3 乙が明け渡し後、建物内外に残置ゴミ・物品等があるときは、甲は、乙がその所有権を放棄したものとして、何らの催告を要せず乙の費用で搬出して他の場所に保管する、あるいは任意に処分することができる。

この場合、搬出・処分が完了した日を持って本物件の明渡し日とする。

4 乙は、解約通知書を甲に提出し、乙が指定した退去日に本物件を甲に明け渡さなければならないにもかかわらず、明渡しが遅延する場合、本契約終了日の翌日より明渡しにいたるまで、1日につき直近の1日あたり賃料等に相当する金員に、明渡しの遅延が原因で甲に損害が発生した場合その実費分を付加して、本賃貸借における違約損害金として甲に支払わなければならない。

5 乙は、賃貸借の終了に際し、移転料・立退料等の諸経費についての請求をすることはできない。

第15条（契約の消滅並びに返還義務）

乙は、本賃貸借契約の解除その他により契約が終了したときは、直ちに賃借物件を甲に返還すること。乙は、賃借物件返還に際し、その返還を怠ったときは、その使用を継続すると否とを問わず、返還完了に至るまで、その契約解除時における約定賃料の倍額の損害金を甲に支払うべきものとする。

第16条（火災保険の加入）

乙は、本契約締結時に、階下への漏水被害や火災・盗難等による本物件内資産の損害及び甲に対する損害の賠償に備えて本物件を対象とした甲の指定する火災保険に自己の負担にて加入しなければならない。また、本契約が更新された場合も同様とする。

第17条（免責及び契約の終了）

天災地変その他不可抗力による地震・火災等によって本物件が毀損したときで、乙の財産に損害が生じて甲は賠償の責を負わない。

2 毀損の程度が甚大で本物件が使用不能となったとき、または公法上の制限・措置等により賃貸借の継続が不可能となったときは、本賃貸借契約は当然に終了する。

第18条（規定外事項）

本物件が将来において甲の都合により所有者の変更が行われた場合は、乙は新所有者との賃貸借契約についての話し合いに応じること。

2 甲及び乙は信義に則り本契約を履行し、この契約に定めのない事項について疑義または紛争が生じ場合には、民法並びに慣習に従い甲乙協議の上、平穏に解決を計ること。

第19条（法規の改正）

消防法、建築基準法等の改正により、甲が当建物に消防用諸設備の設置或いは当ビルの一部改修等を行わなければならないとき、乙はそれに伴う甲の本物件への立入行為或いは諸設備設置、改修行為を認容しなければならない。また、協力しなければならない。その設備費用は賃借人の負担とする。

第20条（管轄裁判所）

本契約に関し、紛争が生じ、甲・乙の協議によっても解決出来なかったときの管轄裁判所は甲の所在地の管轄裁判所とすることを乙は認諾する。

第21条（立入点検並びに原状回復義務）

甲は、建物の管理上、本物件内に立入って検査をする必要が生じたとき、または乙が2ヶ月分以上賃料等を滞納した時は、予めその旨を乙または入居者に通知し、乙または入居者の立会いのもとに立入検査を行う。

2 乙は、上記立入検査に協力する義務がある。

3 火災・漏水・盗難その他緊急を要する場合で事前に乙または入居者の承諾を得ることができないときは、第1項にかかわらず承諾を得ることなく甲または甲の指定する者は、本物件内に立入ることができる。この場合、甲は、立入り後速やかにその旨を乙に報告する。

第22条（連帯保証人）

1. 連帯保証人（以下「丙」「丁」という）は乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

2. 前項の丙および丁の負担は、表記に記載する極度額を限度とする。

3. 丙および丁が負担する債務の元本は、乙又は丙、丁が死亡したときに、確定するものとする。

4. 丙および丁の請求があったときは、甲は、丙および丁に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

5. （規定外事項）本契約に定めのない事項については関係法規並びに慣例に従うものとし、各々信義を重んじ誠意をもって協議善処するものとする。

6. （管轄）万一、本契約書に関し甲・乙間に紛争が生じた場合は、甲の居住地の裁判所を管轄裁判所とすることを甲・乙は予め合意する。

第23条（特約事項）

(1) 乙は甲に対して団体的な交渉は一切しない。

(2) 現状有姿の引渡しとする。

(3) 鍵は甲の了解なく鍵の取替えまたは増設はできない。取替えまたは増設する必要がある場合は、甲の承諾を得て乙の費用負担のもとに甲が行うものとする。

確 認 書

当契約条項を堅守致しますと共に家賃等は毎月月末までに翌月分を
契約書記載の支払い方法で支払うことを約束致します。

支払い期日に賃料の支払いができない場合、前もって管理者に連絡
の上、了承を得ることを約束致します。

尚、連帯保証人は賃借人と連帯し未払い債務を支払います。

本契約が更新された場合も同様とすることを承諾致します。

令和 2年 10月23日

賃借人（契約者）

西川 知巳

連帯保証人

[Redacted Signature]



[Redacted Signature]

連帯保証人

印

解約通知書

令和 年 月 日

貸主

殿

(賃借人氏名) _____ 印

(賃貸物件名) _____ 号室

(賃貸物件住所) _____

(連絡先電話番号) _____

上記物件の賃貸借契約の解約を申し入れます。

記載した日までに上記物件を明け渡すことを通知し、契約書に記載の通り確実に履行することを確認いたします。

◆承認事項

- ・本物件の鍵全部（コピーを含む）と契約書を退去立会時に持参し、返却いたします。
- ・立会時には、家財道具一切を搬出し空室状態にしておきます。
- ・退去立会時に内装点検により、借主負担分修繕箇所が見受けられると御社に判断された場合や、万一明け渡しに不備があった場合は、その費用の全額をお支払いいたします。
- ・万一、明け渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延により発生した損害について無条件に私が一切賠償をいたします。

◆注意事項

この通知書は退去通知予告期日迄に提出してください。

解約月の賃料・共益費等の日割精算は致しません。

解約通知書の撤回、取消し、変更はできません。

- ・荷物のない状態で、入居者立会の元、室内をチェックさせていただきますので希望日時をご連絡下さい。（日・祝を除く）

退去日時 令和 年 月 日 立会希望時間 AM・PM :

転居先のご住所

今後の参考とさせていただきますので退去理由のアンケートにご協力お願い致します。

退去理由

管理会社 みなもと管理（株式会社 源実業）

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目2-4 源実業北浜ビル 6F

TEL:06-6203-1300 Fax:06-6203-1311

管理会社へ連絡し郵送またはFAX送信してください

管理規約

この規約は、借主及び入居者が遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを以下に定めたものです。

1. (善管注意)

借主および入居者賃貸人は賃貸部分の善管注意に関して、以下の各号を守らなければなりません。

- ①室内の床、壁、天井、柱、ドア、引戸、襖、障子等の建具、鴨居、敷居、付け柱等に押しピン、釘、ビス、接着性物掛、その他汚れを残すものを打ち付けないこと。
- ②室内に結露やカビが発生しないように通風を心掛けること。
- ③階下へ漏水がないよう、洗濯機の設置時など水回りの管理には特に注意すること。
- ④トイレ、流し台、浴室、洗面の排水管に物を詰らせないよう定期的洗浄を行うこと。
- ⑤ガスの取扱いは細心の注意が必要で、台所での使用時は目を離さないこと。
- ⑥日常使用する物以外で、危険物といわれるものは持ち込まないこと。

2. (一般的遵守事項)

- ①テレビ、ステレオ、ラジオその他軽楽器等の音量は、周囲に迷惑がかからない程度に抑えること。
- ②バルコニーもしくは共用廊下から下へ物やゴミ屑を落とさないこと。
- ③悪臭を放って近隣に迷惑をかけないこと。
- ④ペットが飼育できる場合でも、放し飼いにして共用部分に放出し、また、鳴き声、臭いで近隣に迷惑をかけないこと。
- ⑤エレベーター内では、物を散らかしたり、落書きをしたり、唾、痰を吐かないこと。
- ⑥廊下・階段・エントランス等共用部分にゴミや私物を置かず、常に清潔を心掛けること。
- ⑦消火栓、消火器、避難器具の付近には、絶対に物を置かないこと。

3. (ゴミ処理)

- ①ゴミは、指定のゴミ袋に入れ、必ず指定日の指定時間帯に指定場所に出すこと。
 - ②大型(粗大)ゴミの場合は、住まいの市の条例に従います。ゴミ処理センター等に連絡すること。
- 粗大ごみ収集受付センター【大阪市】 (通話料無料) … 0120-79-0053

4. (その他)

- ①廊下・階段・エントランス・エレベーター等共用部分で喫煙すること、ゴミをポイ捨てする等、他の入居者に不快の念を抱かせる行為は禁止します。
 - ②自転車について 駐輪場があり、許可書の必要なマンションには、自転車の管理シールを配付します。お持ちの自転車の見やすい場所に部屋番号を記入の上貼り付けて下さい。許可証が貼られていない自転車や指定の場所に置かれていない自転車は撤去対象となるためご注意ください。
 - ③長期不在の場合は管理会社へ連絡下さい。
 - ④みなもとメンバーズカードについて 弊社管理物件の入居様にメンバーズカードを配布させて頂いております。弊社管理物件内でのお引越しの費用の負担が割引になります。入居者以外のお知り合いの方でも一部適用できますので、引越しを検討の際はお気軽にお問い合わせ下さい。
- 以上の規約に関して、違背の程度が著しい入居者がいる場合、契約者の借主に対して、本契約を解除します。

本契約の締結を証するため、本契約書を締結し、また甲と連帯保証人（丙）（丁）は、表記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を参通作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲（貸主）	住所 大阪府堺市北区長曾根町408-1	
	氏名 株式会社明光	代表取締役 伊藤 孝治
乙（借主）	住所 堺市 [REDACTED]	
	氏名 西川 知巳	[REDACTED]
丙 （連帯保証人）	住所 堺市 [REDACTED]	極度額：2,138,400円（賃料総額の24ヶ月分）
	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
丁 （連帯保証人）	住所 [REDACTED]	極度額：2,138,400円（賃料総額の24ヶ月分）
	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

媒介業者

大阪府知事（1）第62133号

令和2年9月24日

〒591-8024 大阪府堺市北区黒土町69番地の2-103

株式会社 FRANKNESS

代表取締役 迫田 浩

（大阪）第 [REDACTED] 号

覚書

契約中は借家人賠償責任担保付火災保険及び賃貸保証会社に加入し、本物件を退去するまで契約更新することを、又本契約条項の通り賠償することを承諾します

入居者

西川 知巳

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。



重要事項説明書

堺市北区長曽根町408番地の1 関西ビル 北 号室

貸主代理 株式会社 明光 様

借 主 西川 知己 様

重要事項説明書

令和 2 年 10 月 23 日

西川 知己

様

取引形態（法第34条第2項）

☐ 貸主 ☐ 代理 ☒ 媒介（仲

※ 下記建物について宅地建物取引業法第35条及び第35条の2の規定に基づいて次の通り説明します。この内容は重要です、十分理解して下さい。

物件の表示	名称	関西ビル	室番号	北
	所在地	大阪府堺市北区長曽根町408番地の1	地上	3 階建 地下
	構造	鉄骨 造	床面積 約	33 m ² 間取り 1 K

貸主代理	氏名	株式会社 明光	備考
	住所	大阪府堺市北区長曽根町408番地の1	

管理	委託先名称	みなもと管理	備考
	所在地	大阪市中央区道州町1丁目2-4 源実業北浜ビル6F	

借主	契約者	西川 知己	自宅	
	住所	堺市	携帯	
	入居者	西川 知己		

●登記簿に記載された事項(甲区)

所有権に関する事項 (甲区)	名義人氏名	
	名義人住所	大阪市
	所有権にかかる権利に関する事項	無

●登記簿に記載された事項(乙区)

事権所有(乙区外)	(根)抵当権設定 (設定 ☐ 有 ☒ 無)
	無

●賃料及び賃料以外に授受される金額

敷金	
礼金	
保証金	
賃料	85,800
共益費	
水道代	3,300
管理会社契約事務手数料	
賃貸保証料	
鍵交換代	
抗菌コート代	
火災保険(2年毎)	
仲介手数料	
入居予定日	2 年 10 月 24 日
決済予定日	2 年 10 月 23 日

●改正民法395条・短期貸借制度の廃止説明

本件建物に抵当権(根抵当権)が設定されている場合、借主は、その抵当権(根抵当権)が実行され競売になり買受人から明渡しを求められたときには、月以内に明け渡さなくてはならないことになります。この場合、貸主に預けた金(保証金)についての精算は、買受人に求めることはできません。(元の貸主に求めることになります。)また、買受人より明渡しを求められない場合においても、買受人より新たに賃貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)を預託を求められることがあります。

●法令に基づく制限の概要

法令名及び制限の概要	該当する制限 (設定 ☐ 有 ☒ 無)
------------	--

●飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設

飲用水	☒ 公営 ☐ 私営	☒ 専用メーター ☐ 割当
電気	関西電力(株)	☒ 専用メーター ☐ 割当
ガス	☐ 無 ☒ 都市 ☐ LP	☒ 専用メーター ☐ 割当
排水	☒ 公共下水 ☐ その他 (	

●建物設備の整備状況

給湯	☒ 有 ☐ 無	台所	☒ 有 ☐ 無
冷房	☒ 有 ☐ 無	トイレ	☒ 有 ☐ 無
暖房	☒ 有 ☐ 無	浴室	☐ 有 ☒ 無
エレベーター	☐ 有 ☒ 無	コンロ	☐ 有 ☒ 無

●石綿(アスベスト)使用調査記録

☐ 有 ☒ 無	内容	☐ 別紙調査記録がありますので添付します。 ☐ 所有者及び管理業者に本物件の石綿調査記録の有無を照会した結果存在しないことを確認した。
--	----	--

●耐震診断記録 ※昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したものについては、本書による説明は致しません。

☐ 有 ☒ 無	内容	☐ 別紙調査記録がありますので添付します。 ☐ 所有者及び管理業者に本物件の耐震診断記録の有無を照会した結果存在しないことを確認した。
--	----	--

●当該宅地建物の存する区域が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域	☒ 外 ☐ 内
----------	--

●当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	ア. 津波災害警戒区域	☒ 未指定 ☐ 外 ☐ 内	→内の場合はイへ
	イ. 津波災害特別警戒区域	☐ 外 ☐ 内	→説明

●当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	ア. 土砂災害警戒区域	☐ 未指定 ☐ 外 ☐ 内	→内の場合はイへ
	イ. 土砂災害特別警戒区域	☐ 外 ☐ 内	→説明

●用途その他の利用制限に関する事項

用途制限	☐ 住居 ☒ 店舗 ☒ 事務所 ☒ 専用併用	利用の制限	鳥獣類の飼育 ☐ 可 ☒ 不可 石油ストーブの持込使用 ☐ 可 ☒ 不可 楽器等の持込使用 ☐ 可 ☒ 不可
------	---	-------	---

●契約解除に関する事項

1、貸主は正当理由に基づき借主に対して6ヶ月前に、また借主は貸主に対して退去月の2ヶ月前の月末日までに解約を申し出ることができ、この場合予告期間の満了と同時に賃貸借契約は終了するものとします。
2、借主に次に該当する行為があったとき、貸主は即時契約を解除できる。
※貸主の承諾なく造作模様替え、人員増加、賃借権の譲渡又は転貸、又は使途を変更したとき。
※善良な管理者の注意義務に違反して目的物件あるいは共用部分を滅失、破損したとき。

●損害賠償の予定又は違約金に関する事項

☐ 借主が善良な管理者の注意義務に違反して目的物件に損傷を与えた場合は借主が貸主の受けた損害を賠償する。
☐ 契約解除通知後、明渡し期日遅延による貸主の損害は借主が賠償する。
☐ 手付金の段階では手付金を放棄することにより契約を解除できる。
☐ その他、法の定めるところによる。

●支払金又は預り金の保全措置の概要

☐ 講じる ☒ 講じない	保全措置を行う期間
---	-----------

●金銭の貸借の斡旋

斡旋の有無	☐ 有 ☒ 無	斡旋の内容	金銭貸借が成立しない時の措置
-------	--	-------	----------------

●賃貸借期間及び契約更新に関する事項

契約期間	《始期》 R2 年 10 月 23 日 《終期》 R4 年 10 月 22 日	※契約期間は天候等による建築工事の遅延により止むを得ず変更する場合がある。
更新に関する事項	契約更新は契約期間満了日より 2 年毎とする。賃料、共益費の改定は公租公課、物価、地価、近隣賃料の上昇度を勘案して貸主が算定し借主に通知する。	更新時 更新料無し

●敷金等の精算に関する事項

☐ 解約時、借主に賃貸借契約上の債務不履行があれば、その債務不履行の完了時まで敷金の返還を留保できる。
☐ 解約時、借主に賃貸借契約上の債務不履行があれば、貸主は敷金返還金にて相殺できる。

●特約事項

1、解約月の賃料は日割り計算しない。
2、当事者の一方が契約履行に着手した後の解約は入居後の解約と看做す。
3、本物件契約の条件として、賃貸保証会社との契約を締結し更新(更新料必要)を必須とする。
4、本契約中は、火災保険に加入し更新するものとする。

その他、賃貸借契約書特約事項参照

●供託所に関する事項

宅地建物取引業保証協会 の名称及び住所	公益社団法人 不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館
宅地建物取引業保証協会 の事務所の所在地	公益社団法人 不動産保証協会 大阪本部 大阪市中央区谷町1-3-26 全日大阪会館
金融業務保証金供託した 供託所及びその住所	法務省 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎

以上の重要事項について説明を受け、重要事項説明書を受領しました。
尚、契約成立時には媒介報酬として記載金額の仲介手数料を支払うことを承諾致しました。

令和 2 年 10 月 23 日

住所 堺市

(借主様氏名)

本社所在地 大阪府知事(1)第62133号
株式会社FRANKNESS
堺市北区黒土町69番地の2-103
代表取締役 迫田 浩一

業務所に務める 株式会社FRANKNESS
堺市北区黒土町69番地の2-103
TEL 072-242-4487 FAX 072-242-4486

説明をする宅地建物取引主任者 氏名・登録番号 (大阪)第 号

反社会的勢力排除に関する条項

(反社会的勢力の排除)

第1条 借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第2条 借主は本物件の使用に当たり、下記の禁止事項の遵守を確約する。

- ① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- ② 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

第3条 借主が、次のいずれかに該当した場合には、その相手方（貸主等）は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- ① 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
- ② 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- ③ 借主が第2条に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして契約を解除することができる。

令和 2 年 10 月 23 日

氏名： 西 ツ 知巳

住所： 堺市

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成13年5月24日	不動産番号	1201000457819
所在図番号	[余白]				
所 在	堺市長曾根町 408番地1			[余白]	
	堺市北区長曾根町 408番地1			平成18年4月1日区制施行 平成18年12月8日登記	
家屋番号	408番1の2			[余白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
事務所・居 宅・車庫	木・鉄骨造スレート葺3階 建	1階 96:85 2階 108:98 3階 87:09		昭和62年11月12日新築	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第 2項の規定により移記 平成13年5月24日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成8年4月12日 第3116号	原因 平成8年4月12日売買 所有者 堺市長曾根町408番地の1 有限会社関西プランニング 順位12番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月24日
2	仮差押	平成17年8月22日 第44397号	原因 平成17年8月19日大阪地方裁判所堺 支部仮差押命令 債権者 大阪府柏原市 [黒塗り]
3	2番仮差押登記抹消	平成17年9月12日 第48539号	原因 平成17年9月9日執行取消決定
4	所有権移転	平成21年9月30日 第62401号	原因 平成21年9月30日売買 所有者 堺市中区新家町589番地1 株式会社カンサイクリエイト
5	所有権移転	平成22年9月27日 第58793号	原因 平成22年9月27日売買 所有者 大阪市北区長柄西一丁目4番5号 株 式 会 社 明 光
付記1号	5番登記名義人住所変更	平成25年12月27日 第79244号	原因 平成24年1月5日本店移転 本店 大阪府堺市北区長曾根町408番地1
6	所有権移転	平成26年2月27日 第10229号	原因 平成26年2月27日売買 所有者 大阪市 [黒塗り]

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成8年8月13日 第3133号	原因 平成8年8月13日設定 極度額 金5,400万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 堺市長曾根町408番地の1 有限会社関西プランニング 根抵当権者 大阪府中央区心斎橋筋二丁目7番 21号 株 式 会 社 関 西 銀 行 (取扱店 北野田支店) 共同担保 目録(ホ)第2803号 順位14番の登記を移記
2	1番根抵当権抹消	平成13年4月27日 第26913号	原因 平成13年4月27日放棄 順位15番の登記を移記
3	根抵当権設定	平成13年4月27日 第26914号	原因 平成13年4月27日設定 極度額 金4,100万円 債権の範囲 信用組合取引 手形債権 小切手 債権 債務者 堺市長曾根町408番地の1 有限会社関西プランニング 根抵当権者 大阪府西區北堀江一丁目4番3号 大 同 信 用 組 合 共同担保 目録(ホ)第1209号

			順位16番の登記を移記
	金 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月24日
4	根抵当権設定	平成17年4月7日 第19000号	原因 平成17年4月7日設定 極度額 金1,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 堺市長曽根町408番地の1 有限会社関西プランニング 根抵当権者 和歌山市七番丁24番地 株式会社和歌山銀行 (取扱店 住吉支店) 共同担保 目録(7)第871号
5	4番根抵当権抹消	平成18年9月22日 第48653号	原因 平成18年9月22日解除
6	3番根抵当権抹消	平成20年5月15日 第23501号	原因 平成20年5月15日解除
7	根抵当権設定	平成20年5月15日 第23502号	原因 平成20年5月15日設定 極度額 金3,120万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 堺市北区長曽根町408番地の1 有限会社関西プランニング 根抵当権者 大阪府中央区日本橋二丁目8番1 4号 大阪厚生信用金庫 共同担保 目録(7)第2760号
8	7番根抵当権抹消	平成21年9月30日 第62400号	原因 平成21年9月30日放棄
9	根抵当権設定	平成21年9月30日 第62402号	原因 平成21年9月30日設定 極度額 金3,300万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 堺市中区新家町589番地1 株式会社カンサイクリエイト 根抵当権者 三重県松阪市京町510番地 株式会社第三銀行 (取扱店 堺支店) 共同担保 目録(7)第3477号
10	9番根抵当権抹消	平成22年9月27日 第58792号	原因 平成22年9月27日放棄
11	根抵当権設定	平成22年9月27日 第58794号	原因 平成22年9月27日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 信用組合取引 手形債権 小切手 債権 債務者 大阪府北区長柄西一丁目4番5号 株式会社明光 根抵当権者 大阪府中央区日本橋二丁目9番1 8号 大阪協栄信用組合 共同担保 目録(7)第1483号
12	11番根抵当権抹消	平成25年12月27日 第79245号	原因 平成25年12月27日放棄

共同担保目録			
記号及び番号	(4)第1209号	調製	平成13年10月25日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	堺市長曽根町 408番1の土地 堺市北区長曽根町 408番1の土地	3	平成18年12月7日変更(所在) 平成20年5月15日受付第23501号抹消
2	堺市長曽根町 408番地1 家屋番号 408 番1の2の建物 堺市北区長曽根町 408番地1 家屋番号 4 08番1の2の建物	3	平成18年12月8日変更(所在) 平成20年5月15日受付第23501号抹消
	金 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定 により移記 平成13年10月25日
	金 白	余 白	平成20年5月15日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号	(7)第871号	調製	平成17年4月7日

番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	堺市菱木四丁 1915番4の土地	3	平成18年5月19日受付第26594号抹消
2	堺市菱木四丁 1915番14の土地	5	平成18年5月19日受付第26594号抹消
3	堺市長曽根町 408番1の土地	4	平成18年9月22日受付第48653号抹消
4	堺市長曽根町 408番地1 家屋番号 408番1の2の建物	4	平成18年9月22日受付第48653号抹消
	余 白	余 白	平成18年9月22日全部抹消

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(㊦)第2760号	調製	平成20年5月15日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	堺市北区長曽根町 408番1の土地	7	平成21年9月30日受付第62400号抹消
2	堺市北区長曽根町 408番地1 家屋番号 408番1の2の建物	7	平成21年9月30日受付第62400号抹消
	余 白	余 白	平成21年9月30日全部抹消

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(㊦)第3477号	調製	平成21年9月30日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	堺市北区長曽根町 408番1の土地	9	平成22年9月27日受付第58792号抹消
2	堺市美原区今井 257番1の土地	2	平成30年8月1日受付第37917号抹消
3	堺市北区長曽根町 408番地1 家屋番号 408番1の2の建物	9	平成22年9月27日受付第58792号抹消
4	堺市美原区今井 257番地1 家屋番号 257番1の建物	2	平成30年8月1日受付第37917号抹消
	余 白	余 白	平成30年8月1日全部抹消

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(㊦)第1483号	調製	平成22年9月27日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	堺市北区長曽根町 408番1の土地	11	平成25年12月27日受付第79245号抹消
2	堺市北区長曽根町 408番地1 家屋番号 408番1の2の建物	11	平成25年12月27日受付第79245号抹消
	余 白	余 白	平成25年12月27日全部抹消

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 西川 知己

使 途 項 目	人件費
整 理 番 号	/
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
別紙参照	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80%	120,000 円（按分率の根拠）
雇用状況報告書の通り	
（その他） 人件費 R5.3 月分（別紙内訳添付）	

領 収 書

西川知己

御中

No.

発行日 2023年4月5日

金額

¥150,000

(税込)

但 3月度人件費として

上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税等

大阪府堺市

TEL :

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 西川 知己

使 途 項 目	人件費
整 理 番 号	2
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
別紙参照	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80% 75,920 円 （按分率の根拠） 雇用状況報告書の通り	
（その他） 人件費 R5.3 月分（別紙内訳添付）	

領 収 書

西川知己

御中

No.

発行日 2023年4月5日

金額

¥94,900

(税込)

但 3月度人件費として

上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税等

〒

大分県

TEL:

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 西川 知己

使 途 項 目	人件費
整 理 番 号	3
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
別紙参照	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80%	45,360 円（按分率の根拠）
雇用状況報告書の通り	
（その他） 人件費 R5.3 月分（別紙内訳添付）	

領 収 書

西川知己

御中

No.

発行日 2023年4月5日

金額

¥56,700

(税込)

但 3月度人件費として

上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税等

大塚町福祉

TEL :

会派の名称・議員氏名 西川 知己

使途項目	事務・事務所費
整理番号	5
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
別紙参照	
按分率（按分による支出の場合に使用）	
50% 5,066 円 （按分率の根拠）事務所使用状況報告書の通り。政務活動費50%	
（その他） Wi-Fi・固定電話使用料金 宛名 西川 知己	



差引残高

[REDACTED]

D [REDACTED]

D 5- 4-10 カード支払 632,879 アメリカンエキスプレス

[REDACTED]

●証券類をご入金の場合は摘要欄に「他券」「取立」等と表示し、
そのお払戻しのできる予定日を表示します。
なお、お支払い可能の時刻は午後となります。
98 摘要欄に「*AD*」「*CD*」等の「* *」のついたお取引に
ついては、後日再記載いたします。



ANAアメリカン・エクスプレス (R) ・カード

www.americanexpress.co.jp
カード発行者:
アメリカン・エクスプレ
ス・インターナショナル, Inc
105-6920
東京都港区虎ノ門4-1-1
関東財務局長(13)第00405号

メンバーシップ・サービスセンター
0120-985877
03-6625-9787

ご利用代金明細書

1 / 7 ページ

西川 知己 様

会員番号

明細書作成日

2023年3月22日

前回締め日金額	お支払いご入金・ 調整金額	新規ご利用金額 (含利息)	今回締め日金額	今回ご請求金額 (円)
607,192	- 607,192	+ 632,879	= 632,879	632,879
今回締め日時点での ご利用残高の金額				

お支払日
2023年4月10日

明細書作成対象期間

2023年2月23日から2023年3月22日まで

当月分のご請求額は決済日の前営業日までに口座にご用意下さい。

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
お支払い金額内容		
3月10日 前回分口座振替金額		- 607,192
お支払い金額合計		- 607,192
お支払いご入金・調整金額合計		- 607,192

今月ご利用額 西川 知己 様

会員番号

西川 知己 様 今月ご利用額合計

3,530

今月ご利用額 西川 知己 様

会員番号 **** * 82002

--	--

会員番号

ご請求金額	632,879円
決済日	2023年4月10日
決済金融機関	大阪信用金庫 金岡町支店
口座番号	普通

住所、電話番号等の
変更は、本明細書の
右上にあるメンバー
シップ・サービス・
センターまでお電話
下さい。

尚、銀行振込の場合
には振込人名義欄に
会員番号とお名前を
必ずご記入下さい。



大阪府 堺市 北区 長曾根町
408-1-1F 関西ビル北側
西川知己事務所

西川 知己 様

上記金額にてご指定の
金融機関口座より自動
引き落としさせていた
できます。



ご利用代金明細書

5 / 7 ページ

西川 知己 様

会員番号

明細書作成日

2023年3月22日

ご利用明細

ご利用金額(外貨)

ご利用金額(円)

西川 知己 様 今月ご利用額合計

603,965

今回ご利用・ご請求金額合計

632,879

ご利用料金内訳明細書

発行日 2023年5月10日

お客様番号(カスタマーID) [REDACTED]

ご契約者名：西川知己

ご利用月 2023年02月

ご契約住所

〒591-8025

大阪府堺市北区長曽根町408-1

SoftBank

料金名目	料 金 内 訳	期間	金額(円) 税込	詳細
オプションサービス料	02月ご利用明細 (01月01日ー01月31日ご利用分) 光電話(N) 番号追加月額利用料	1/1-1/31	110	
基本使用料	(02月01日ー02月28日ご利用分) SoftBank 光(ファミリー) 月額基本料	2/1-2/28	5,720	
通話料	固定電話への通話料	2/1-2/28	132	
	携帯電話への通話料	2/1-2/28	88	
	光電話(N) テレドーム、ナビダイヤル利用料	2/1-2/28	220	
オプションサービス料	Wi-Fiマルチ/無線LANパック使用料	2/1-2/28	1,089	
	BBフォンオプションパック	2/1-2/28	550	
	光BBユニットレンタル費用	2/1-2/28	513	
	光電話基本プラン(N) 月額利用料	2/1-2/28	550	
	光電話(N) 番号表示月額利用料	2/1-2/28	440	
	光電話(N) 複数回線通話月額利用料	2/1-2/28	220	
	ホームゲートウェイ(N) 月額利用料	2/1-2/28	495	
その他サービス料	ユニバーサルサービス料	2/1-2/28	2	
	ユニバーサルサービス料	2/1-2/28	4	
	課税対象額(10%)		9,913	
	税込みまたは免税料金等		220	
	ご請求金額(税込)		10,133	

※小数点以下は繰り下げとなります

会派の名称・議員氏名 西川 知己

使途項目	事務・事務所費
整理番号	6
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
別紙参照	
按分率（按分による支出の場合に使用）	
50% 12,964 円 （按分率の根拠）事務所使用状況報告書の通り	
（その他） 事務所電気代	



差引残高

[REDACTED]

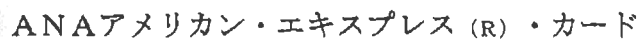
D

[REDACTED]

D 5- 4-10 カード支払 632,879 アメリカンエキスプレス

[REDACTED]

●証券類をご入金の場合は摘要欄に「他券」「取立」等と表示し、
そのお払戻しのできる予定日を表示します。
なお、お支払い可能な時刻は午後となります。
摘要欄に「*AD*」「*CD*」等の「* *」のついたお取引に
ついては、後日再記憶いたします。



メンバースhip・サービス・センター
0120-965877
03-6625-9787

1 / 7 ページ

会日書号

明細表作成日

2023年3月22日

今回締め日時点での
ご利用残高の金額

お支払日
2023年4月10日

2023年2月23日から2023年3月22日まで

当月分のご請求額は決済日の前営業日までに口座にご用意下さい。

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
お支払い金額内容		
3月10日 前回分口座振替金額		- 607,192
お支払い金額合計		- 607,192
お支払いご入金・調整金額合計		- 607,192
今月ご利用額 西川 知巳 様		
会員番号 [REDACTED]		
[REDACTED]		
[REDACTED]		
[REDACTED]		
西川 知巳 様 今月ご利用額合計		3,530
今月ご利用額 西川 知巳 様		
会員番号 [REDACTED]		
2月17日 電気02月分 [REDACTED]		25,929
設備利用費 (ガス・電気・水道等)		

会员番号

二請求金額	632,879円
決済日	2023年4月10日
決済金融機関	大阪信用金庫 金岡町支店
口座番号	普通

住所、電話番号等の
変更は、本明細書の
右上にあるメンバー
シップ・サービス・
センターまでお電話
下さい。

尚、銀行振込の場合
には振込人氏名欄に
会員番号とお名前を
必ずご記入下さい。

大阪府 堺市 北区 長曾根町
408-1-1F 関西ビル北側
西川知己事務所

西川 知己 様

上記金額にてご指定の
金融機関口座より自動
引き落としさせていただきます。

ご利用代金明細書

5 / 7 ページ

西川 知己 様

会員番号

明細書作成日

2023年3月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
西川 知己 様 今月ご利用額合計		603,965
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
今回ご利用・ご請求金額合計		632,879

電気料金支払明細書

ご契約名義 : 西川 知巳 様
ご使用場所住所 : 堺市北区 長曽根町 408-1 カンサイビル 1階
ご契約種別 : e おとくプラン
お客さま番号 : XXXXXXXXXX

年 月 分	ご使用量	領収金額	消費税等相当額 (再掲)	領収年月日
2023年 2月分	764kWh	¥25,929	(¥2,357)	2023年 3月 6日

合 計 金 額 ¥25,929 (¥2,357)

2023年 5月10日

 関西電力株式会社

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 西川 知己

使 途 項 目	調査研究費
整 理 番 号	7
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
別紙参照	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
50 %	7、365円（按分率の根拠）
政務活動(50%)の他に、政党活動(25%)、私的利用(25%)を含むため	
（その他） ガソリン代 宛名 西川知己	



取引残高

[REDACTED]

[REDACTED]

D 5- 4-10 カード支払 632,879 アメリカン・エキスプレス

[REDACTED]

○証券類をご入金の場合は摘要欄に「他券」「取立」等と表示し、
そのお払戻しのできる予定日を表示します。
なお、お支払い可能の時刻は午後となります。
摘要欄に「*AD*」「*CD*」等の「*」のついたお取引に
ついては、後日再記憶いたします。



ANAアメリカン・エクスプレス (R) ・カード

www.americanexpress.co.jp
カード発行者:
アメリカン・エクスプレ
ス・インターナショナル, Inc
105-6820
東京都港区虎ノ門4-1-1
関東財務局長(13)第00405号

ご利用代金明細書

1/7 ページ

西川 知己 様

会員番号

明細書作成日

2023年3月22日

メンバーシップ・サービス・センター
0120-965877
03-6825-9787

前回締め日金額	お支払いご入金・ 調整金額	新規ご利用金額 (含利息)	今回締め日金額	今回ご請求金額(円)
607,192	- 607,192	+ 632,879	= 632,879	632,879
今回締め日時点での ご利用残高の金額				

お支払日
2023年4月10日

明細書作成対象期間

2023年2月23日から2023年3月22日まで

当月分のご請求額は決済日の前営業日までに口座にご用意下さい。

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
お支払い金額内容		
3月10日 前回分口座振替金額		- 607,192
お支払い金額合計		- 607,192
お支払いご入金・調整金額合計		- 607,192
今月ご利用額 西川 知己 様		
会員番号		
西川 知己 様 今月ご利用額合計		3,530
今月ご利用額 西川 知己 様		
会員番号		

会員番号

ご請求金額	632,879円
決済日	2023年4月10日
決済金融機関	大阪信用金庫 金岡町支店
口座番号	普通

住所、電話番号等の
変更は、本明細書の
右上にあるメンバ
ーシップ・サービス
センターまでお電話
下さい

尚、銀行振込の場合
には振込人氏名欄に
会員番号とお名前を
必ずご記入下さい。



大阪府 堺市 北区 長曽根町
408-1-1F 関西ビル北側
西川知己事務所

西川 知己 様

上記金額にてご指定の
金融機関口座より自動
引き落としさせていただきます。





ご利用代金明細書

5/7 ページ

西川 知己 様

会員番号

明細書作成日

2023年3月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
西川 知己 様 今月ご利用額合計		603,965
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
その他のご請求分		[REDACTED]
[REDACTED]		[REDACTED]
その他のご請求分合計		3,610
今回ご利用・ご請求金額合計		632,879



納品書 (領収書)

近畿陸運局 指定整備工場併設型SS
信頼の技術! 長曽根工場の即日車検
オイル&タイヤプロショップです!!
15項目無料安全点検レポート発行中

コスモ石油販売(株) 大阪カンパニー
セルフ長曽根
大阪府堺市 北区 長曽根町
3047番地5
TEL:0120-562-748 SS-078832

2023年02月25日 17:14 伝票No. 0850
通番4431

AMEX

売上 AMEX

11200
レギュラーガソリン P13 ¥7396
数量 46.23(L)
単価 2160

合計

¥7,396

(内消費税10%(対象 ¥7396) ¥672)
承認No. 0000864566 処理通番 21373

支払方法 通常

端末番号: 77405776 3 IC
ATC: 013F カードシークス番号: 00

APL: AMERICAN EXPRESS

AID: A000000025010801

3786-3786 05 2023/02/25

レシートを折りたたんで保管の際は
印字面が内側になる様をお願いします



納品書 (領収書)

松山石油(株)
百舌鳥SS
大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町2-70-1
TEL: 072-252-1093
2023/03/12(日) 17:33

アメリカン・エキスプレス 様
14197 0000

売上 アメリカン・エキスプレス
レギュラー
020060 ¥7335
45.00L @163.0 L-1 N-5

小計 ¥7,335
(10%対象 ¥7,335
内消費税 ¥667)

合計

¥7,335

承認No.

0829173

支払方法

一括

事前OK

端末処理通番 53383

AMERICAN EXPRESS

A000000025010801

※本書保管上のお願!!

財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。

No. 7311 担当: 0012

POS番号01

2023/03/12

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 西川 知己

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	8
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
別紙参照	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
50%	44,715 円
（按分率の根拠）事務所使用状況報告書の通り	
（その他）	
5月分事務所家賃として （振込手数料も含む）	



差引残高

D 5-4-27

89,430 RKS. イエフヤチン

●証券類をご入金の場合は摘要欄に「他券」「取立」等と表示し、
そのお払戻しのできる予定日を表示します。
なお、お支払い可能の時刻は午後となります。
●摘要欄に「*AD*」「*CD*」等の「* *」のついたお取引に
ついては、後日再記帳いたします。